

# 住民税 所得税 復興特別所得税 申告会場を開設

## 忘れず 申告しましょう

税の申告会場を2月17日(月)から3月17日(月)まで、市文化センターで開設します。土・日曜日は開設しません。

### 申告期間 2月17日(月)～3月17日(月)

私たちが安心して生活していくためには、警察、消防、学校、道路、公園などの公共施設や公共サービスが必要で、国や地方公共団体(都道府県や市区町村)が、社会保障の充実、住宅や道路、河川等の整備、教育や科学技術の振興などの事業を進める主な財源は、税金によって賄われています。

税の申告は、私たちの暮らしを豊かで快適にするための財源を確保する大切な手続きです。また国民健康保険料や介護保険料などの算定、児童手当などの受給判定にも必要です。忘れずに申告しましょう。

### 住民税(市民税・府民税)

#### ◆問い合わせ 課税課

住民税の申告は、市役所1階の課税課市民税係(5番窓口)へ。

■住民税の申告が必要な人

- ▼平成26年1月1日現在、八幡市内に住所があり、平成25年中に所得(収入)があった人
- ▼平成25年中(1月1日～12月31日)の所得金額の多少に関わらず、事業専従者控除を受けようとする人
- ▼公的年金収入だけの人で、雑損控除や医療費控除等の所得控除を受けようとする人
- ▼公的年金収入以外に所得があるが、所得税および復興特別所得税の確定申告が不要な人

◆問い合わせ 課税課

- ▼給与所得者で、給与所得・退職所得以外の所得がある人
- ◎申告に必要な主なもの
  - △申告書に添付
    - ▽雑損控除を受けるとき
    - ▽医療費控除を受けるとき
    - ▽医療機関の領収書
    - ▽給与所得者で、勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されなかった人
    - △源泉徴収票
    - ▽国民年金に加入している人
    - △国民年金の控除証明書
    - ▽生命保険料、地震保険料

必要ない人

- ▼平成25年中に所得が無かった人
- ※所得が無くても、前年に住民税の申告書提出されている場合は、住民税の申告書を2月中旬に送付する予定です。ただし公的年金収入のみで、平成25年度非課税の人には送付しない場合があります。
- ※申告の必要がない人でも扶養控除・生命保険料控除・地震保険料控除等の住民税の申告をされた場合、住民税額が下がる場合があります。
- ※平成25年中に所得の無かった人や扶養されている人でも、所得に関する証明書(所得証明書・非課税証明書等)が必要な人は住民税の申告が必要です。

### 八幡市文化センター3階申告会場

月	日	曜日	申告の種類	対応者	時間
2月	17	月	公的年金等所得者申告 還付申告 不動産所得申告 事業(営業等・農業)所得申告	税理士 府職員 税務署職員 市職員	午前9時30分～ 午後4時
	18	火			
	19	水			
	20	木			
	21	金			
	24	月			
	25	火			
	26	水			
	27	木	2月26日以降は、市職員のみ対応となりますので、相談・受け付けできる申告の種類が限られます。		
3月	3	月	公的年金等所得者申告 還付申告 住民税(市民税・府民税)申告 ※住民税の申告は、市役所1階の課税課市民税係(5番窓口)でも受け付けします。	市職員	午前9時～午後4時
	4	火			
	5	水			
	6	木			
	7	金			
	10	月			
	11	火			
12	水				
13	木				
14	金				
17	月				

※開設当初は混雑が予想されます。申告書を提出するだけの人は、開設当初を避けてお越しください。

※混雑の状況等により、早めに受け付けを終了する場合があります。また、正午から午後1時までには申告相談を行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

※駐車場のスペースに限りがありますので、申告会場へはできる限り徒歩や自転車、路線バス・コミュニティバスなどをご利用のうえ、お越しください。

**土曜日と日曜日は申告の受け付けを行っておりません。**

### 所得税・復興特別所得税(国税)

◆問い合わせ 宇治税務署  
☎0774-444141

所得税および復興特別所得税の申告は、市文化センターの申告会場または宇治税務署1階の確定申告会場へ。

※復興特別所得税について

東日本大震災からの復興に必要な施策の財源を確保するため、平成25年から平成49年までの各年分の所得税額とあわせて、その年分の所得税の2・1%を復興特別所得税として申告・納付することになりました。

■所得税および復興特別所得税の申告が必要な人

〈給与所得者〉  
給与所得者は年末調整で所得税および復興特別所得税の精算が行われていますので、一般的には申告は不要ですが、次のような場合は確定申告が必要です。

- ▽平成25年中の給与の収入が2千万円を超える人
- ▽給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ▽給与を2カ所以上から受けている人で、年末調整された主たる給与以外の「従たる給与の収入金額」と、「給与所得や退職所得以外の所得」の合計金額が20万円を超える人
- ▽家事従事者や外国人の在日公館に勤務する人など、給与の支払時に所得税および復興特別所得税を源泉徴収されない人
- ▽同族会社の役員やその親族などで、その会社から給与の他に「貸付金の利子や地代、店舗・工場などの賃料、機械・器具の使用料」などの支払を受けている人
- ▽火災などの災害による被害を受けたために平成25年中に給与の源泉徴収税の徴収猶予や還付を受けた人
- ▽退職所得のある人で「退職所得の受給に関する申告書」が未提出のため、20%の税率で源泉徴収された税額が、正規の税額よりも少ない人
- 〈事業所得者等〉  
▽事業所得(営業等・農業)や利子所得、配当所得、一時所得、不動産所得、譲渡所得、雑所得、山林所得などがあり、納付税額が生じる人、または源泉徴収された税額が還付になる人

### 公的年金を受給されている人

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

※この場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには確定申告書の提出が必要です。

※所得税および復興特別所得税の確定申告が不要でも、住民税の申告が必要な場合があります。

住民税に関しては、市役所課税課市民税係におたずねください。

e-Tax で7-11でも! 便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。

※ e-Taxの利用には、電子証明書の取得(手数料が必要です)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。